

約款名	条文	新	旧
投資信託総合取引約款	第12条 (約款等の変更)	<p>(1) この約款及び第2条各号に定める約款・規定（以下「約款等」といいます。）は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、改正民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(2) 削除</p>	<p>(1) この約款及び第2条各号に定める約款・規定（以下「約款等」といいます。）は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客さまに約款等の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(2) 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p>
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	約款全体の和暦を西暦に変更します。	<p>2014年 2017年 2018年 2019年</p>	<p>平成26年 平成29年 平成30年 平成31年</p>
	第3条（非課税管理勘定又は累積投資勘定の設定）	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 当行に非課税口座を開設されているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられている又は設けられることになっている場合において、<u>法第37条の14第24項の規定により</u>、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。この場合、非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられるのは、翌年1月1日以降になります。</p> <p>(3) <u>2017年12月31日までに当行に非課税口座を開設されているお客さまで、2019年1月1日以降、お客さまの非課税口座（他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されている場合には、当該非課税口座を含みます。）に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていない場合に、当行の非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとするときは、非課税適用確認書の交付申請書を当行にご提出ください。この場合、第2条第1項、第5項及び第9項の規定を準用します。</u></p> <p>(4) 非課税管理勘定又は累積投資勘定は、原則として各年の1月1日（<u>非課税適用確認書が年の中途において提出された年にあつてはその提出の日、前二項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後</u>）において設けられます。</p>	<p>(1) 現行通り</p> <p>(2) 当行に非課税口座を開設されているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられている又は設けられることになっている場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。この場合、非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられるのは、翌年1月1日以降になります。</p> <p>(3) <u>平成29年12月31日までに当行に非課税口座を開設されているお客さまで、平成31年1月1日以降、お客さまの非課税口座（他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されている場合には、当該非課税口座を含みます。）に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていない場合に、当行の非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとするときは、非課税適用確認書の交付申請書を当行にご提出ください。この場合、第2条第1項、及び第5項の規定を準用します。</u></p> <p>(4) 非課税管理勘定又は累積投資勘定は、原則として各年の1月1日（<u>非課税口座が年の中途において開設された年にあつては非課税口座開設の日、前二項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後</u>）において設けられます。</p>

約款名	条文	新	旧
		(5) 省略	(5) 現行通り
	第5条(金融商品取引業者等変更届出書の提出及び非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止)	(1)お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書(法第37条の14第18項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。 (2)～(4) 省略	(1)お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書(法第37条の14第14項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。 (2)～(4) 現行通り
	第6条(非課税口座廃止届出書の提出)	(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。 (2)(3) 省略	(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第37条の14第17項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。 (2)(3) 現行通り
	第7条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)	(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限ります。)のみを受け入れます。 ① 当行取扱いの国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)で、その年分の非課税管理勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間において受け入れる次のイ又はロの株式投資信託で、取得対価の額(イの場合は購入の代価の額をいい、ロの場合は移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。)の合計額が120万円(第2号の規定により受け入れる株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。 イ お客さまが、当行で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。 ロ 他年分非課税管理勘定(当行に開設されているお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当行に開設されている法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定)から、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託。 ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託。	(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限ります。)のみを受け入れます。 ① 当行取扱いの国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)で、その年分の非課税管理勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間において受け入れる次のイ又はロの株式投資信託で、取得対価の額(イの場合は購入の代価の額をいい、ロの場合は移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。)の合計額が120万円(第2号の規定により受け入れる株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。 イ お客さまが、当行で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。 ロ 他年分非課税管理勘定(当行に開設されているお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当行に開設されている法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定)から、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託。 ② 施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託。

約款名	条文	新	旧
		<p>③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等のうち株式投資信託。</p> <p>(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（当該株式投資信託を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その株式投資信託の投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の規定により累積投資勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした株式投資信託等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する株式投資信託</p> <p>(3) 省略</p>	<p>③ 施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等のうち株式投資信託。</p> <p>(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（当該株式投資信託を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その株式投資信託の投資信託約款において施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の規定により累積投資勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした株式投資信託等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する株式投資信託</p> <p>(3) 現行通り</p>
第11条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）		<p>(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第7条第1項第1号ロ及び同項第2号によるもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったもので、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の管理口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する株式投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったもので、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資</p>	<p>(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第7条第1項第1号ロ及び同項第2号によるもの、施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったもので、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の管理口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する株式投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったもので、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資</p>

約款名	条文	新	旧
		<p>勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。</p>	<p>勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。</p>
	<p>第12条(非課税管理勘定又は累積投資勘定終了時の取扱い)</p>	<p>(1)(2) 省略 (3) 第1項の規定により、非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。この場合、お客さまは、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して第7条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。 (4) 前項の規定による場合を除き、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託は、お客さまが、当行に特定口座を開設されている場合には当該特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座に移管されます。ただし、お客さまが、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出された場合には、お客さまが当行に特定口座を開設されていたとしても当該株式投資信託は一般口座に移管されます。 5) 省略</p>	<p>(1)(2) 現行通り (3) 第1項の場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。 (追加) (4) 前項の規定による場合を除き、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託は、お客さまが当行に開設されている他の保管口座((一般口座又は特定口座)に移管されます。 (5)現行通り</p>
	<p>第13条(非課税口座年間取引報告書の提出)</p>	<p>当行は、法第37条の14第30項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>	<p>当行は、法第37条の14第25項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>
	<p>第14条(届出事項の変更)</p>	<p>(1)省略 (2)お客さまが当行に開設されている非課税口座に、その年設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合、当行がお客さまから「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」については、お客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の14第25項の規定を適用します。 (3)～(5)省略</p>	<p>(1)現行通り (2)お客さまが当行に開設されている非課税口座に、その年設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合、当行がお客さまから「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」については、お客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の14第21項の規定を適用します。 (3)～(5) 現行通り</p>